

湯来町「滝パンフレット」制作業務基本仕様書

1 業務名

湯来町「滝パンフレット」制作業務

2 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

3 業務の目的

本業務は、広島市佐伯区湯来町が有する豊かな自然環境を、滝を通じて魅力的かつ効果的に発信することにより、湯来町および佐伯区への関心や認知度を高めることを目的とする。

また、湯来町内に点在する滝を取り上げ、水資源の豊富さを発信し、新たな観光資源として位置付ける。さらに、観光客及び若年層への訴求が期待できる施設等にパンフレットを配架し、湯来町への交流人口の増加につなげる。

4 委託業務内容等

「3 業務の目的」及び以下の事項に基づき、パンフレットを制作する。

(1) ターゲット

アウトドアやレジャーに関心の高い20～39歳の者

(2) 滝の選定

ア 湯来町内の滝から選定することとする。なお、龍頭の滝、白井の滝、岩井の滝は必須撮影対象とし、その他2つ以上の滝を選定すること。

イ 滝の選定については、以下の点に考慮すること。

(ア) 景観的魅力が高く、本業務の目的に沿った撮影ができる滝であること。

(イ) 安全に撮影及び来訪が可能な滝であること。

(3) 撮影

ア 本業務で制作するパンフレット及び本市がSNS等へ掲載するための滝の写真撮影を行うこと。なお、撮影時期については、令和8年9月中に行うこととするが、必要に応じて10月以降も行うことは可能とする。

イ 湯来町内に点在する滝をそれぞれの特徴を生かし、撮影すること。

ウ 滝に到着するまでの道中に係る写真も含めて撮影し、水資源を中心とした湯来町の豊かな自然環境を効果的にアピールできるよう工夫すること。

(4) デザイン及び編集

ア ターゲット層に手に取ってもらえるよう表紙やタイトルに工夫を凝らし、訴求力の高いものとする。

イ 写真を主体としたレイアウトとし、視覚的に興味を持たせる構成とすること。

ウ 読みやすく印象に残りやすいよう、写真、活字及び余白のバランスに気を付けること。

エ 滝及び道中の特徴や見どころを紹介するとともに、実際に、現地を訪れた際に感じられる魅力を表現し、読み手がパンフレットを通して、それを追体験できるような編集とすること。

オ 滝の所在地、アクセス情報及び周辺観光施設等の位置図を掲載すること。

カ 現地の地形的特徴を踏まえ、足場状況等の留意事項について、来訪者の安全確保に十分配慮した説明を掲載すること。

(5) 印刷製本

ア パンフレットの規格

A 5 版、20 ページ以上（表紙、裏表紙を含む）、全ページフルカラー、中綴じ

イ 紙質

上質紙 四六判 110 kg

ウ 写真

パンフレット掲載写真として、20 点以上掲載すること。

エ 校正

3 回以上

※ 印刷製本については、上記を基本とし、目的を達成するために最も効果的な提案をし、本市と協議の上、最終的な仕様及びデザインを決定するものとする。

(6) その他効果的な取組

本業務の目的に対して効果的な取組を独自に提案し、本市と協議の上、実施すること。

5 納品する成果物

(1) 淹パンフレット 3, 000 部

(2) 写真データ

本業務履行過程で撮影した写真は素材ごとにリスト化し、全て電子媒体で納品し、形式は J P E G 形式とする。

(3) (1)の印刷原稿の電子データ（P D F ファイル及びA I ファイル）

※ 成果物に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても受注者の責任において無償で訂正、補償等を行うものとする。

6 成果物の著作権等

(1) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は、本市に無償で譲渡すること。ただし、本市に譲渡することができない適切な理由がある場合で、事前に本市の許諾を得たときにはこの限りでない。この場合、本市は当該許諾条件の範囲内で使用权を有するものとする。

(2) 成果物は、本市が印刷物、ホームページ、SNS、動画、展示物その他の媒体において、期間及び地域の制限なく無償で利用、複製、編集、公表及び二次利用できるものとする。

(3) 第三者が保有する著作権等の権利を利用する場合は、許可等を得て利用すること。

(4) 受託者は、本業務履行過程で撮影した写真、画像その他の素材について、著作権、肖像権、商標権その他第三者の権利を侵害することのないよう必要な確認を行うとともに、利用に必要な許諾等の権利処理を受託者の責任において行うものとする。なお、権利処理に起因して第三者との間に紛争等が生じた場合は、受託者の責任及び費用負担により解決するものとする。

7 納入場所

広島市佐伯区海老園二丁目 5 番 28 号（佐伯区役所 2 階）

広島市佐伯区市民部地域起こし推進課

8 その他

(1) 本業務の履行にあたっては、佐伯区地域起こし推進課と事業内容を協議し、緊密な連携のもとに業務を実施すること。

(2) 受託者は、本業務において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

(3) 本業務により生じた第三者との争いについては、受注者が責任をもって解決し、発注者へ報告をすることとする。

(4) 業務の履行に当たって、仕様書に定めのない事項、疑義が生じた場合は、本市と協議の上、業務を履行すること。